

社会福祉法人桐生療育双葉会ケアハウスふたば運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐生療育双葉会が設置運営するケアハウスふたば（以下、「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者に対して、無料又は低額な料金で入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、数)

第3条 施設は、職員を下記のように配置する。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| (4) 栄養士 | 1名以上（介護老人福祉施設と兼務） |
| (5) 事務員 | 1名以上（介護老人福祉施設と兼務） |
| (6) 調理員 | 1名以上（介護老人福祉施設と兼務） |

2 前項のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 業務に支障がない場合は、当該職員を置かないことができる。

(職務の内容)

第4条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳と誇りに配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形

成への自己啓発に努める。

- (1) 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に対し必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行う。
 - ① 入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る。
 - ② 苦情の内容等の記録を行う。
 - ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。
- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (4) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理員の指導を行う。
- (5) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (6) 調理員は、入居者の給食業務に従事する。

(勤務体制の確保等)

- 第5条 施設は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。
- 2 職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮する。
 - 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。
 - 4 施設は、夜間及び深夜においても入居者の安全を保ち、緊急時に迅速に対応できるよう宿直員を配置する。

第3章 入居定員

(入居定員)

- 第6条 施設の入居定員は、36名とする。
- 2 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることは出来ない。ただし、災害、その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(入居申込者等に対する説明等)

- 第7条 施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結する。

(入退去)

第8条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努める。

- 2 施設は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望を十分に勘案し、その入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努める。
- 3 施設は、入居者の退去に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

第9条 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用料の受領)

第10条 施設は、入居者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受ける。

- (1) サービスの提供に要する費用（入居者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額。）
 - (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費）
 - (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
 - (4) 居室に係る光熱水費
 - (5) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 施設は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得る。
 - 3 第1項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第11条 施設は、入居者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する。

- 2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(食事の提供)

第12条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第13条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意志を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

5 施設は、二日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者の清潔の保持に努める。

6 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努める。

(居宅介護サービスの利用)

第14条 施設は、入居者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。

(健康の保持)

第15条 施設は、入居者に対して、定期的に健康診断を受ける機会を提供する。

2 施設は、入居者について、健康の保持に努める。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居対象者)

第16条 施設の入居対象者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(3) 伝染病疾患がなく、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能な者。

(4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。

(5) 身元引受人が得られる者。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(身上変更の届出)

第17条 入居者は、入居後に身上に関する変更が生じたときは、その旨を遅滞なく施設へ届け出る。

(専用居室)

第18条 専用居室は、原状のまま使用する。

- 2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬する。
- 3 専用居室において使用できる暖房・冷房、その他の機器については別に定める。
- 4 入居者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。
- 5 身体状況の変化等により、居室内の模様替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第19条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

- (1) 二人部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第20条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができない。

(共用施設・設備)

第21条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

- 2 共用施設・設備の利用は原則として午前9時から午後9時までとする。
- 3 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 4 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設職員が行う。
- 5 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

(外出及び外泊)

第22条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(部外者の利用)

第23条 入居者が近親者など知人の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用できる。

- 2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。ただし、その期間は30日を限度とする。

(利用契約の終了及び解除)

第24条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了する。

- (1) 入居者の死亡
 - (2) 入居者から契約解除届の提出がありこれを受理したとき。
 - (3) 事項の規定により利用契約を解除したとき。
- 2 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めたときは利用契約を解除することができる。
- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
 - (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
 - (3) 特別養護老人ホーム入所者程度の状態にもかかわらず必要な介護等受けることができない場合。
 - (4) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
 - (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
 - (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
 - (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。
- 3 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合具体的に理由を文書により通知する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第25条 施設は、消火設備その他の災害非常に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(記録の整備)

- 第26条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- (1) 入居者に提供するサービスに関する計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第34条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(衛生管理等)

第27条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第28条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(掲示)

第29条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第30条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(広告)

第31条 施設は、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとならぬよう配慮する。

(苦情への対応)

第32条 施設は、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

3 施設は、その提供したサービスに関し、群馬県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、群馬県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を群馬県に報告する。

- 5 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(地域との連携等)

第33条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

- 2 施設は、入居者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努める。

(虐待防止)

第34条 入居者等の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) サービス提供中に、当施設職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報する。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

(身体拘束の禁止)

第35条 当施設は、サービスの提供にあたり、入居者本人もしくは他の入居者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、入居者の身体を拘束することは行わない。緊急やむを得ず、入居者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を記録し、閲覧に供する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第36条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに群馬県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(懇談会)

第37条 施設は、入居者の意見や要望を運営に反映させるため、入居者懇談会を定期的を開催する。

(改正の手続き)

第 38 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

(廃止)

ケアハウスふたば管理規程（平成 9 年 8 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。